

Fast net 利用規約

平成29年 2月1日版

Fast net重要事項

1. ご契約にあたって

- Fast netをご利用いただくためには、別途、以下のサービスへのご加入いただく必要があります。
 - 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びその関連会社（以下、総称して「NTT」といいます）のフレッツサービス
 - 当社の「Fast net 会員規約」に基づく会員サービス
- Fast netの提供エリアは、NTTがフレッツ・ADSLサービス及びフレッツ光サービスをご提供している地域のうち、当社の定める範囲とします。
- ご契約内容（名義・住所・連絡先等）に虚偽があった場合、クレジット会社の与信が有効でない場合等、当社独自の審査基準により、お申込みをお断りする場合があります。
- お申し込み時に発行させていただいた「ユーザーID・パスワード」は、お客様サポートセンターにお問い合わせいただいた際に契約者ご本人であることを確認するために利用する場合がありますので、ご注意ください。

2. ご利用について

- Fast netサービスは、インターネットプロトコルによるインターネット接続サービスです。
- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。回線の混雑状況、ご利用の環境などにより通信速度が異なります。
- ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。
- ネットワークのメンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

3. 料金のお支払について

- 支払方法のご登録が未完了もしくは、ご指定方法でのお支払いが不可能だった場合には、当社指定の方法にてお支払頂きます。（お支払に要する一切の手数料はお客様負担となります。）
- 当社指定の支払期日までにお支払が確認できない場合は、14.6%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中の月額基本料金等は請求させていただきます。
- 請求書・領収書については、お客様の申告がない場合、発行いたしません。

契約規約

第1章 総則

第1条 会員・会員資格

- 会員資格は、本サービス利用希望者が、弊社の定める方法に従って本サービスへ申込みをし、弊社が発行するID等を取付した時点で与えられます。
- 会員は、弊社が入会を承認した時点で、本規約の内容を承認しているものとみなします。また、申込みに必要な審査・手続等が完了するまでの間、申込みをした者（登録申込みの対象者となるものを含み、以下「申込み者」といいます。）についても同様とします。

第2条 入会の承認

- 弊社は、弊社の定める方法にて申込みを受け、必要な審査・手続等を経た後に、弊社所定の方法により入会を承認します。
- 弊社は、会員の申込み後、会員資格の承認をしたか否かに関わらず、弊社単独の判断により、適宜会員資格の審査を行うことができます。当該審査の結果、申込み者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その者の申込みを承認せず、または遡及して取り消し、会員資格を与えないことがあります。
 - 申込み者が存在しないこと
 - 申込み者が、申込みをした時点で、本規約の違反等により会員資格の停止処分中であり、または過去に本規約の違反等で除名処分を受けたことがあること
 - 申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと
 - 申込み者が、申込みをした時点で本サービスの利用料金の支払を怠っている、または過去に支払を怠ったことがあること
 - 申込み者が、申込みの際に決済手段として届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること
 - 申込み者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと
 - 申込み者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、及び関係者である場合
 - 弊社の業務の遂行上または技術上支障があるとき
- 前項により弊社が入会の不承認を決定するまでの間に、当該申込み者がサービスを利用したことにより発生する利用料その他の債務（オンラインショッピング等本サービスを利用することで弊社以外の他者に対して発生した債務の内、弊社が当該債権の代理回収を行うものも含みます。以下同じとします。）は、当該申込み者の負担とし、当該申込み者は契約規約第2章の規定に準じて当該債務を履行するものとします。

第3条 最低利用期間

- 本サービスの利用に関する契約はプロバイダー接続が完了された日を利用開始日が属する月を起算月とします。
- 会員は、前項の最低利用期間内に契約の解約があった場合には、弊社が定める期日までに違約金を一括して支払う義務を負い、すでに支払済みの料金がある場合には弊社は払戻しを行わないものとします。
- 前項の場合において算出される額は、解約があった日現在において利用している本サービスのすべてが基準になるものとします。

第4条 会員が行う契約の解約

- 会員は本サービスにおける会員契約を解約しようとする場合は、電話での連絡または郵送にて届出をするものとし、当該届出が弊社に到達した日の翌月末日に、会員契約の解約があるものとします。
- 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまでは消滅しないものとします。
- 本サービスの会員契約の解約の意思表示は、会員契約に付随するすべての本サービスに関する契約解約の意思表示と見なすものとし、弊社は当該会員の利用する本サービス提供会社に解約の意思表示を通知します。

第5条 弊社が行う契約の解約

- 弊社は契約規約第24条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員が弊社から期間を定めて催告し、相当期間の経過後もなお債務の履行または是正をしない場合には、弊社所定の方法で通知することなく、本サービスの契約及び弊社の提供する他のサービスすべてにおいて解約することができます。
- 弊社は次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をしないで、ただちに会員契約を解約することができます。
 - 会員が弊社の提供する他のサービスにおいて当該サービス利用に関する利用規約違反を行った場合
 - 会員が契約規約第17条各号の事由に該当し、弊社の業務の遂行に支障をきたすと弊社が判断した場合
 - 弊社提携先が提供するサービスの利用に関し、当該提携先の定めるサービス利用規約に違反した場合
- 前項のいずれかに該当する場合、当該会員であった者は期限の利益を喪失し、残余債務を一括にて弁済するものとします。この際、弊社の当該会員であった者に対する損害賠償請求権の行使は妨げられないものとします。

第6条 権利の譲渡

- 会員は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡もしくは貸与したり、または本サービスを第三者に利用させることはできないものとします。
- 弊社は、本規約に基づき、会員に何ら通知を行うことなく、弊社が会員から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、会員が料金等の支払に使用するクレジットカードを発行した会社、または弊社が指定する第三者に対し譲渡することができます。

第7条 設備等

- 会員は、通信設備及びソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備及び機器等（以下「設備等」といいます）を自己の責任及び費用で用意し、本サービスを利用できるように管理するものとします。
- 弊社は、本サービスの利用のために必要な又は適している設備等を指定でき、会員がこれに従わない場合、弊社が提供するサービスを利用できない場合があります。

第8条 規約の適用

ネクサス株式会社(以下、「弊社」といいます。)は、Fast net(以下、「本サービス」といいます。))の提供にあたり「Fast net 契約規約」(以下、「本規約」といいます。))を以下の通り規定します。

会員は本規約を読み、理解し、同意した上で本サービスの申込みをしたものとします。

第9条 規約の変更

1. 弊社は、会員の了承を得ることなく本規約の内容を変更できるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、会員は変更後の本規約に従うものとし、ただし、会員に不利益な変更は除く。
2. 変更後の本規約については、弊社のホームページ上等に表示した時点より効力を発するものとします。
3. 本サービスに関し ホームページに別途記載がある場合は本規約に優先して当該記載の内容を適用するものとします。

第10条 通知

1. 弊社から会員への通知は、通知内容を電子メール、書面または弊社のホームページに掲載する等、弊社が適当と判断する方法により行います。

第11条 用語の定義

本規約における用語の意味はそれぞれ次のように定義します。

1. 「会員」とは、弊社と本サービスの契約を締結している自然人、法人、その他の団体、法人及びその他の団体に属する各個人をいいます。
2. 「事業者会員」とは、会員は、法人及びその他の団体、または事業の利用のために会員資格を得た個人である場合、本契約では別途「事業者会員」といいます。
3. 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務及びこれにかかる消費税等相当額をいいます。
4. 「消費税相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方税の額ならびに地方税(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
5. 「ID等」とは、弊社が会員に発行する各種ID、各種IDに対応するパスワード、各種アカウント、及びIPアドレスをいいます。

第2章 料金等

第12条 本サービスの利用料金、算定方法等

1. 本サービスの利用料金、算定方法等は、別途定める料金表のとおりです。ただし、弊社が実施するキャンペーン及びイベント等により変更される場合がありますが、その場合には、第10条に規定された方法により会員に通知し、会員はその変更を承諾するものとします。
2. 会員は、本サービスの利用に関し、弊社が別途定める料金及び費用を、第14条に定める方法により支払わなければならないものとします。

第13条 利用料金の支払義務

1. 会員は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、第11条第3項に定める料金等を支払うものとします。
2. 前項の期間において、第23条に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、会員は、その期間中の料金等の支払を要するものとします。

第14条 利用料金のお支払方法

1. 会員は、本サービスの料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
 1. クレジットカードによるお支払い
 2. 預金口座振替によるお支払い
 3. 銀行振込によるお支払い
 4. その他弊社が定めるお支払方法
2. クレジットカードによるお支払いの場合、クレジットカード会社は弊社が承認した会社のみ指定する事ができ、会員は当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落しされるものとします。
3. 会員と前項のクレジットカード会社その他集金代行業者との間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、弊社は一切の責任を負いません。
4. 預金口座振替によるお支払いは、会員が指定した金融機関が弊社が承認した金融機関である場合のみ指定することができるものとし、会員は、弊社が指定する集金代行業者を通じて会員が指定した預金口座からの自動引落の方法で料金等を支払うものとします。
5. 銀行振込によるお支払いを指定した場合は、振込手数料 100円(税抜)は会員が負担するものとします。
6. コンビニエンスストアによるお支払いを指定した場合は、手数料 500円(税抜)を付加して支払うものとします。
7. 会員より、重複した支払いなど不要な支払いがあった場合は、弊社が会員へ通知することなく未払いの料金へ当該支払い金額を充当できるものとします。

また、未払いの料金がない場合は、次回以降の支払いに当該支払い金額を充当できるものとします。なお、契約を解約し、次回以降の支払いを必要としない会員については、弊社は、会員の指定する金融機関へ振込手数料を減算した金額を振込むものとします。

第15条 延滞利息

会員は、本サービスの料金(延滞利息を除きます。))について支払期日を経過してもなお弊社に対して支払わない場合には、1回の請求あたり請求書再発行手続として500円(税抜)を、また、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として弊社が指定する方法で指定した期日までに支払うものとする。

第3章 会員の義務等

第16条 自己責任の原則

1. 会員は、会員による本サービスの利用とその本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします。))に対して損害を与えた場合、他者から苦情等が通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。会員が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対し苦情等を通知する場合においても同様とするものとします。
3. 会員は、本サービスの利用により弊社または他者に対して損害を与えた場合(会員が、本規約上の義務を履行しないことにより他者または弊社が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
4. 弊社は、会員がその故意または過失により弊社に損害を被らせたときは、会員に当該損害の賠償を請求することができます。

第17条 禁止行為

1. 他の会員、第三者もしくは弊社が保有する、知的財産権その他の財産権、及び、その他の権利を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
2. 他の会員、第三者もしくは弊社が保有する財産もしくはプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
3. 他の会員、第三者もしくは弊社に不利益もしくは損害を与える行為、または、そのおそれのある行為
4. 他の会員もしくは第三者の個人情報情報の譲渡または譲受にあたる行為、または、そのおそれのある行為
5. 公序良俗に反する行為、または、そのおそれのある行為、あるいは、それを助長し、または助長するおそれのある行為
6. 本サービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律「昭和23年7月10日法律第122号」の定める性風俗特殊営業を行う、あるいは性風俗特殊営業に関する情報を第三者に対し、閲覧または発信した場合、もしくは第三者に行われた場合やその他の公序良俗に反する情報を他の会員、もしくは第三者に提供する行為
7. 文字、映像、画像、音声またはその他の何らかの方法により、局部描写(モザイク処理を含む)、性的な好奇心を助長する情報、児童虐待、暴力的、死体や自傷行為等の残酷的なコンテンツを第三者の閲覧もしくは利用に供し、または第三者にこれを行わせるおそれのある行為
8. 法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいは、それを助長する行為
9. インターネット上で、他の会員、第三者もしくは弊社が入力した情報を不正に改竄する行為
10. 会員以外の他人になりすまして情報を送信、受信または表示する行為
11. IPアドレス、アカウント、ID、パスワード、及びドメイン名を不正目的をもって使用する行為
12. コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じ、または、本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
13. 本サービス及びその他弊社が提供する各種サービスの運営を妨げる行為、または、そのおそれのある行為
14. 弊社、本サービス及びその他本サービスが提供する本サービスの信用・名誉等を傷つける行為、またはそのおそれのある行為
15. 会員が本サービスを利用して、本サービスに定める本サービスと同様のサービスを、有償無償を問わず第三者に提供もしくは再販売、あるいは転売する行為
16. 弊社のサービスを利用して無差別又は大量に不特定多数の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない多数の送信先に対するメール情報配信行為
17. その他、弊社が不適切と判断する行為

第18条 ID等

1. 会員は、善良な管理者の注意義務に基づき、弊社から提供を受けたID等を第三者に譲渡し、貸し渡し、又は譲渡・貸し渡しの申出をし、もしくは第三者と共有することがないよう管理するものとします。
2. 会員は、会員のID等を第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員は、会員のID等を失念、もしくは盗用された場合は、直ちに弊社に届け出るものとし、弊社の指示に従うものとします。
4. 会員は、会員のID等により本サービスが利用された時には、会員自身の利用とみなされることに異議なく同意したものとします。ただし、弊社の故意または過失によりID等が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

第19条 変更の届出

1. 会員は、住所、クレジットカードの番号もしくは有効期限、事業者会員の場合は会社名等、その他弊社への届出内容に変更があった場合には、直ちに弊社に所定の方法で変更の届出をするものとします。
なお、婚姻による姓の変更等弊社が承認した場合を除き、弊社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。

2. 弊社は、前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、弊社の故意または過失による場合を除き、一切その責任を負いません。

第4章 弊社の義務

第20条 本サービス提供の責任

弊社は、弊社の本サービス用設備を本サービスが円滑に提供されるよう維持運営することに努めます。ただし、不測の事態により本サービスが利用できないような場合があることを会員は予め了解するものとします。

第21条 通信の秘密の保護

1. 弊社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 弊社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負いません。ただし、本サービスの提供のために必要な場合には提携先に提供する事ができます。

3. 弊社は、会員が第17条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ会員の通信の秘密に属する情報の全部又は一部を提供することができます。

第22条 個人情報の保護

1. 弊社は、会員の営業秘密、または会員の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます。)を会員本人から直接収集し、または会員以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

2. 弊社は、個人情報等を原則として会員本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しません。ただし、本サービスの提供のために必要な場合には提携先に提供することができます。

3. 弊社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負いません。ただし、本サービスの提供のために必要な場合には提携先に提供することができます。

4. 弊社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると弊社が判断するときは、本条第2項に関わらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができます。

5. 弊社は、利用契約の終了した場合、法令または弊社が定める保存期間の経過後は、当該個人情報等を消去します。ただし、これら所定期間の経過後においても、弊社が必要であると認める場合は、弊社の判断によって当該情報を消去しないことができます。

第5章 利用の制限、中止及び停止

第23条 利用の制限

1. 弊社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 弊社は、利用者のうち、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社若しくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている利用者の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

第24条 保守等による本サービスの中止

1. 弊社は、次の場合には、本サービスの提供を中止あるいは一時停止することができます。

1. 本サービス用設備の保守上または工事にやむを得ない場合
2. 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止あるいは一時停止した場合
3. 弊社提携先の第二種通信事業者がサービスを中止あるいは一時停止した場合
4. 前条各項の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合

2. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第25条 本サービスの停止

1. 会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、弊社は当該会員に事前何等通知または催告することなく、本サービスの提供の停止及び会員資格の取消・解約をすることができます。

1. 会員が、第17条各号に該当、または該当する恐れがあると弊社が認定した場合
2. 本サービスへの支払方法として届け出た情報が利用停止された場合、または契約サービスの料金を滞納された場合
3. 個人の会員、もしくは法人及びその他の団体の代表者である会員について、その会員の資産について差押や滞納処分を受けた場合
4. 法人の会員について、破産、会社更生手続、民事再生手続、会社整理もしくは特別清算の申立の事由があった場合
5. 法人の会員について、手形交換所の取引停止処分、もしくはその会員の資産について差押や滞納処分を受けた場合
6. 個人の会員、もしくは法人及びその他の団体の代表者である会員について、破産の申立があった場合または後見開始の審判を受けた場合

7. 第17条各号に定める禁止行為を行った場合
8. 弊社が定める規約等及びその他の法令・通達等に違反した場合
9. その他、弊社が会員として不適当と判断した場合

2. 前項の場合、当該会員は、期限の利益を喪失し、当該時点で発生する利用料金等弊社に対する債務の全額を弊社の定める方法で一括して支払うものとし、当該支払については第12条に基づいて行われるものとします。

3. 前項の規定は、法人及びその他の団体に所属する各個人の会員が本条第1項のいずれかに該当した場合は、その時点で当該法人及びその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該所属法人または当該団体の代表者がその債務を負うものとします。

4. 本条第1項第4号の場合、弊社が加盟する信用情報機関に通知し、登録された情報を、提携する信用情報機関の加盟会員が利用できるものとします。

5. 本条第1項第5号の場合、弊社が加盟する信用情報機関に当該会員の支払能力に関する情報提供・調査に同意するものとします。

第26条 会員の発信する情報に関する特則

1. 弊社は、会員による本サービスの利用が第17条各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から弊社に対し苦情等、または請求等が為され、かつ弊社が必要と認めた場合、弊社が別途定めた情報の容量を超過した場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と弊社が判断した場合は、当該会員に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

1. 弊社は会員に対し、会員の第17条各号に該当すると判断に及ぶ行為に対し中止するように要求します
2. 弊社は会員に対し、第三者間の苦情等の解消のための協議を行うよう要求します 弊社は会員に対し、会員が本条に該当すると判断にたる表示をなした場合、当該情報の削除を要求します
3. 弊社は、事前に通知することなく、会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
4. 第24条に基づき本サービスの利用を停止します
5. 会員規約第12条に基づき利用契約を解約します

2. 会員が発信するすべての情報は当該会員にあり、弊社には前項に関して、情報を監視・削除する義務はありません。また、弊社が情報を削除しなかった事により、会員あるいは第三者が被った損害について、法令に別段の定めがあるほか、弊社は一切責任を負いません。

第6章 損害賠償等

第27条 損害賠償の責任

1. 弊社は、会員に対して発生した損害に対しては、弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社が別途定める範囲内においてのみ責任を負うものとします。ただし、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。

2. 会員が、本規約に定める事項に違反したことにより、弊社が損害を被った場合には、弊社が当該会員の会員資格を取り消したか否かに関わらず、当該会員は弊社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。

3. 前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を会員として登録した場合において、当該個人が本規約に定める事項に違反したことにより弊社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

4. 本サービス用設備等にかかる第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員が利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、弊社がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、弊社は前項に準じて会員の損害賠償の請求に応じます。

5. 前項において、賠償の対象となる会員が複数ある場合、会員への賠償金額の合計が弊社が受領する損害賠償額は本条第1項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例配分した額とします。

第28条 免責

1. 弊社は、本サービスの内容、及び、会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。

2. 本サービスに基づく本サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、その他本サービスの利用に関連して会員に損害が発生した場合は、弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社が別途定める範囲内においてのみ責任を負います。ただし、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。

3. 弊社は、会員が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、弊社の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負いません。

第7章 その他

第29条 知的財産権その他の財産権

1. 本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じて弊社が提供する情報に関する知的財産権その他の財産権は、弊社または当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの知的財産権その他の財産権は、弊社に帰属します。

2. 会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、弊社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等その方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、及び第三者をして行わせてはならないものとします。

第30条 協議及び管轄裁判所

1. 本サービス及び本規約に関連して、会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社との間で誠意を持って協議するものとします。

2. 前項の協議によっても問題が解決しない場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条 準拠法
本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

【サービスの利用条件】

インターネット接続サービス「Fast net」のご利用には、NTTが提供する電気通信回線のサービスを、契約者がNTTと締結され契約者回線を保有されることが前提となります。

- ・Bフレッツ ファミリータイプ
- ・Bフレッツ マンションタイプ
- ・光ネクスト ファミリータイプ
- ・光ネクスト マンションタイプ

【各プラン詳細】

1. 通常プラン IPv4

月額料金 ホームタイプ 1,500円(税込 1,620円)

月額料金 マンションタイプ 1,500円(税込 1,620円)

- ・事務手数料(初回のみ) 1,500円(税込 1,620円)
- ・最低利用期間 36カ月
- ・違約金 15,000円(税込16,200円)

□無料オプション

- ・メールアドレスが3つまで取得可能(保存容量1G、保存期間90日間、***@ip-net.ne.jp)
- ・ホームページ容量1G

※ベストエフォート方式の為、当社は接続速度を保証しません。

〈オプション料金〉

- ・メールアドレス追加サービス 100円(税込108円)
- ・セキュリティ(ウェブルート) 1,100円(税込 1,188円)
- ・Fast pack 1,100円(税込 1,188円)
- ・Fast support 1,100円(税込 1,188円)

〈オプション詳細〉

□Fast pack

■対象端末

利用者が所有し、かつ当社の電気通信サービスによりインターネット接続(Wi-Fi接続)が可能な移動通信機端末。(モバイルルーター、ポータブルゲーム機、ポータブル音楽プレーヤー、ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末をいいます。)ただし、以下の条件を満たさない端末は対象外です。

◆対象端末の条件

- ①電気通信サービスによりインターネット(Wi-Fi接続も含みます。)に接続可能となった端末。
- ②利用者の所有する端末。
- ③利用契約の締結をした日以降の日において、画面割れ、外装(ケース)割れ、水濡れ等がなく正常に動作している端末。
- ④日本国内で販売されたメーカーの正規品であること。
- ⑤日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能なもの。

◆対象端末から除かれるもの

- ①対象端末の付属品・消耗品(ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等)
- ②対象端末内のソフトウェア。
- ③フューチャーフォン、デスクトップパソコン。
- ④中古製品として購入された端末。
- ⑤レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑥業務用に利用されている端末。
- ⑦過去に当該対象端末のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された端末)以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされた当社が判断した端末。
- ⑧第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である端末。
- ⑨日本国外のみで販売されている端末。
- ⑩本サービス以外の保険、または保証サービス等を用いて修理または交換が可能な端末。

■故障等の内容

(1)自然故障

…対象端末の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。

(2) 破損

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

(3)水濡れ・水没

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。

※全損・一部損

…全損は、上記(1)・(2)を原因とした故障であり、かつ修理店(当社の修理サービスも含みます。)での全損判定や部品の生産終了、欠品等により修理不可とされる場合をいいます。一部損は、全損に該当しない場合をいいます。

※対象端末本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

■本サービスの提供期間及び免責期間

本サービスの提供期間は、第8条(利用の申込み・利用契約の締結)に定める利用契約の締結日の属する月の翌月1日から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。なお、本サービスの対象となる故障等の発生期間についてもこれに準じることにします。

当社が本サービスの提供義務を負わない免責期間は、本サービスの無料期間にあたる利用契約の締結日から締結日の属する月の翌月末日までとします。

■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りです。

- (1)本サービスの利用の連絡は、当社が運営する「修理受付センター」(以下「受付窓口」といいます。)へ、利用者本人から直接電話により、ご連絡ください。なお、対象端末の故障発生から8日以内に行う必要があり、当該8日を超えた場合には、当社へ当該対象端末に係る本サービスの利用請求はできないものとします。
- (2)受付窓口は、利用者からのご連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況を確認します。そのため、本サービスの申込書・請求書等、利用者にて確認可能な本サービスに関連する書面の用意をしてください。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いすることもあります。
- (3)受付窓口は、利用者の故障等した対象端末の状況等について、電話にて確認します。また、当該対象端末の故障等に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的状況で生じたかについて説明を求める場合があります。なお、利用者が当社よりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本サービスの利用請求を、当社が受領しない場合があります。
- (4)上記確認の結果、対象端末に本サービスの提供可能な故障等が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、下記提出必要書類を受付窓口へ送付し、当社が内容を確認した後、当社の指示に従い、故障等した対象端末を送付、又は当社が指定した修理拠点へ持ち込んでください。(※利用者は、上記の他、当社から別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。)当該送付に係る費用は、当社負担とします。なお、故障端末の送付に先がけて、利用者は下記送付前確認を行うものとします。
- (5)上記に従って、利用者より当社が送付を受けた対象端末について、故障内容の確認と対象端末の確認(本サービス利用2回目以降は登録製品の確認)を行います。このとき、修理可能な場合、送付頂いた対象端末を修理し返送します。なお、上記(3)の利用者の対象端末の故障等が利用者の事故状況の説明と相違すると当社が判断する場合、下記補償上限金額を超え利用者負担が生じる場合、修理不可能で交換品の提供を行う場合、又は交換品の提供が不可能な場合には、当社より利用者へ該当事由について連絡し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じ

- て、当社は、本サービスの提供・中止等をするものとします。また、利用者が当社による電話または訪問による故障等に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延または不能となる場合があります。
- (6) 当社へ利用者から電話による本サービスの利用の連絡から1ヵ月以内に、当該連絡に係る対象端末(添付された提出必要書類を含みます。)を当社が確認できない場合には当該利用者による本サービスの利用の連絡は無効とします。
- (7) 本サービスを遂行する際、当社は動作確認のため、対象端末でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。
- ※対象端末のメーカーが定める保証期間(メーカー保証期間)中の自然故障の場合、利用者は、直接購入された販売店もしくはメーカーに問い合わせるものとします。

「Fast pack」の概要及び利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先
「サポートセンター」お問合せ窓口
・電話番号:0120-934-768
・受付時間:10時～19時(年末年始除く)

「Fast pack」に関する修理・交換品提供サービスについてのお問合せ先
「修理受付センター」
・電話番号:0120-598-066
・受付時間:10時～18時(年末年始除く)

□Fast support
《出張サポート》

年中無休
電話一本で全国対応可能な、出張訪問サポートサービスを会員様限定の割引価格にてご利用できます。

パソコンやスマホ、各種デジタル家電の設定はもちろん、インターネットの不具合やウイルス駆除等様々なトラブルの要望に訪問で解決します。

さらに、パソコンのレッスンも1時間から受付が可能です。

《PCサポート》
有線LAN設定 / 無線LAN設定 / モバイルDC(wimax等)設定 / ISP設定 / メール設定
WEBサイトの利用方法 / STB設定を含む動画視聴設定 / ブラウザ設定 / プリンタ等、
周辺機器設定ゲーム機のWi-Fi設定 / officeの基本操作 / 各種ソフトウェアの設定及び
基本操作セキュリティソフトのインストール及び設定等

《スマホ・タブレットサービス》

スマホ等の基本操作 / 電話帳の登録 / アプリの取得、初期登録、操作方法 / Wi-Fi
接続 / メール設定 / テザリング設定、基本操作案内 / データ移行 / 写真データのPC
取り込み / 端末データバックアップの作成 / 定番アプリの案内 / 端末故障の相談と案内
/ 海外利用時に関する案内 / バージョンアップの案内PCとの同期設定(iTunes等)
/ AppleIDの設定 / iCloudの設定等

《電話サポート》

お電話と遠隔サポートにて設定などご不明点のサポートを致します。

「Fast support」の概要及び利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先
「サポートセンター」お問合せ窓口
・電話番号:0120-934-768
・受付時間:10時～19時(年末年始除く)

「Fast support」の電話サポートのお問合せ先
お問合せ窓口
・電話番号:0120-792-053
・受付時間:10時～20時(年末年始除く)

□セキュリティ

セキュリティソフト【ウェブルート】の使用が可能です。

「セキュリティ」の概要及び利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先
「サポートセンター」お問合せ窓口
・電話番号:0120-934-768
・受付時間:10時～19時(年末年始除く)

各サービスの詳細は右記をご参照下さい。 <http://fastnet-isp.net>

【初期契約解除制度のご案内】


本規約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。

1. 本書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。
2. この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることは有りません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。この場合における②の金額は、ご登録通知書に記載した額です。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客様に返還いたします。
3. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が真実であるとの誤認をし、これによって8日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除できます。
4. 本件についてのお問い合わせ先・送付先

〒060-0061

北海道札幌市中央区南1条西7丁目21-1 第一サントービル6F
Nexus株式会社(ネクサス株式会社) サポートセンター
(TEL:0120-934-768)

<書面による解除の記載例>

 〒060-0061 北海道札幌市中央区 南1条西7丁目21-1 第一サントービル6F ネクサス株式会社 サポートセンター行 住所 ご契約名 お電話番号
--

契約書面受領日 西暦 ○年 ○月 ○日 ①お客様ID ②お申込みプラン名 ③料金 上記契約を解除します。 西暦 ○年 ○月 ○日
--